

# ゴルフ場利用税 非課税措置の拡充について ①

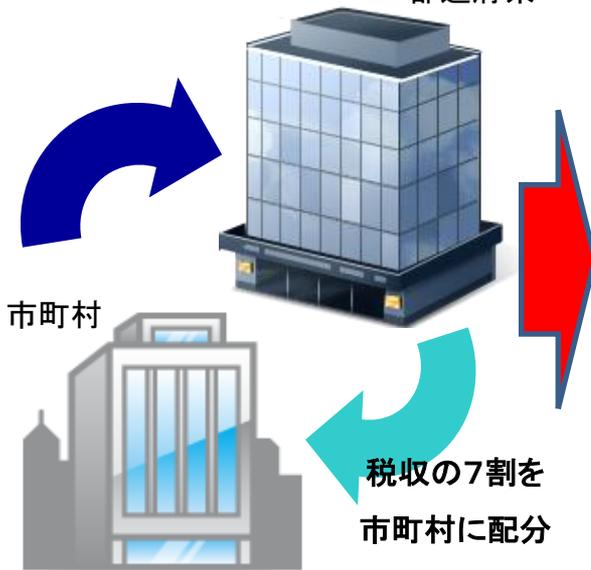
## 令和2年度税制改正要望内容

全国のゴルフプレー料金  
(ビジター・平日、平成30年)  
1,908円(福島)  
～ 12,517円(大阪)  
(平均:5,391円)

うち、ゴルフ場利用税  
1人1日につき 標準税率800円  
制限税率1,200円



ゴルフ場利用税決算額  
447億円(平成29年度) 都道府県



## 非課税措置の拡充

(現行)

- ・年齢18歳未満の者
- ・年齢70歳以上の者
- ・障害者
- ・国体競技参加選手
- ・学生・生徒や引率の教員が学校の教育活動としてゴルフを行う場合

(要望)

上記の非課税措置対象に加え、

- ・年齢**30歳**未満の者
- ・年齢**65歳**以上の者
- ・**オリンピックを含む国際競技大会出場選手**
- ・**全国的なアマチュアゴルフ競技出場選手**

非課税措置  
の拡充に  
よって

18～30歳未満非課税

20代はゴルフに対する関心が高く、プレーを始めるきっかけを作り、生涯にわたってゴルフに親しむ態度を涵養する。一時ゴルフから離れても、将来再開することができる。  
(推計対象者数103万人)

65～70歳未満非課税

退職後にゴルフを再開または始める人が増えている。ゴルフをきっかけに日常的に運動する習慣を身に付けてもらう。プレー回数も多く、ゴルフ場の経営改善につながる。  
(推計対象者数96万人)

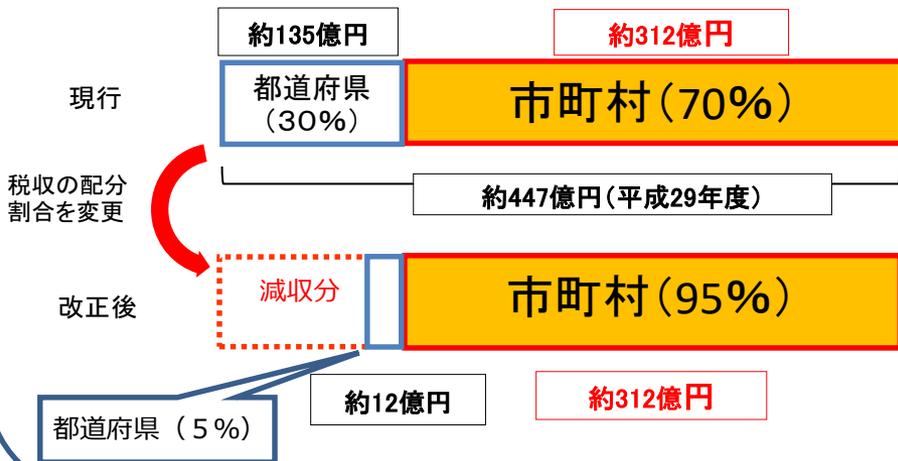
オリンピック、アマチュア競技非課税

競技間の不公平を無くすとともに、純粋なスポーツとして、ゴルフの認知度を高め、ゴルフに対する贅沢な遊び、接待のための娯楽という負のイメージを払しょくし、ゴルフ人口の増加につなげる。

ゴルフ人口の増加 ⇒ 地域の活性化、健康寿命の延伸・医療費抑制、市町村財政に貢献

## 改正後も市町村への配分額に影響はない

(平成29年度決算をもとに試算)



## ゴルフ場は地域の貴重な資源、 地元経済に貢献

- ゴルフ場1事業所当たりの雇用人数 約60人
- 市町村に支払われる固定資産税総額 約190億円 (1市町村当たり平均約2千万円)
- 地場産物活用場(レストラン、お土産ショップ)

**平成19年以降10年間で、ゴルフ場は▲182減少  
ゴルフ場の閉鎖は地元経済、市町村財政に大打撃**

## ゴルフは贅沢な遊びではない

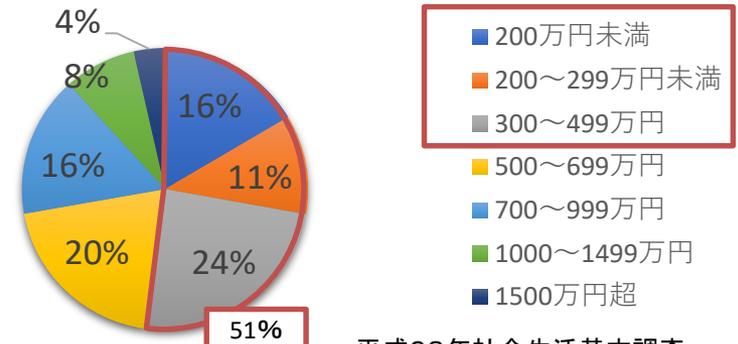
- 平均ゴルフプレー料金(平日) 5,400円(全国平均)
- 最も廉価なゴルフプレー料金 1,900円(福島市)  
(小売物価統計調査(平成30年))

<参考>

- ・東京ディズニーランド 1デーパスポート  
大人7,500円 中・高生6,500円 幼・小学生4,900円 シニア(65歳~)6,800円
- ・ユニバーサルスタジオジャパン 1ディ・スタジオ・パス  
大人(12歳~)7,600円~ 子ども(4~11歳)5,200円~ シニア(65歳~)6,800円

## ゴルフは庶民のスポーツ、ゴルフを行った人の 50%強が年収500万円未満

<年間収入別のゴルフ実施状況(15歳以上の有業者)>



平成28年社会生活基本調査